

消費生活情報

引越し業者とのトラブル事例

春は新しい生活に向けて、引越しの多くなる季節です。今回は、引越しのよくなるトラブル事例を紹介いたします。

相談事例

▽ネット広告で選んだ業者に、電話で大体の荷物の量を伝えて料金を確認した。ところが、作業当日に、申告した荷物量より多いと言われ、追加料金を請求された。

▽半年前に引越しをした。最近、洋服が見当たらないことを業者に伝えただが、補償できないと言われた。▽引越しの際、家具や床に大きな傷を付けられた。

アドバイス

引越しの契約には、国土交通省が定めた標準引越運送約款、または認可を得た業者の約款が使用されます。標準約款には、見積料や

業者の作業ミスによる荷物の破損や紛失があった場合でも、引き渡しから3か月を過ぎると責任を問えなくなります。

トラブル防止のポイント

手付金は請求せず、見積もり時に約款を提示する他に、荷物などの破損や紛失に対する補償内容の取り決めなどが記載されています。また、解約や延期をする場合、引越し日の前々日からキャンセル料の支払いが必要となります。引越し料金の見積もりは、できるだけ複数の業者から取りましょう。電話やインターネットでの見積もりは、打ち合わせ不足などによる行き違いがないよう、注意が必要です。

▽業者選びは、料金の他、サービス内容にも注意しましょう。引越運送約款は必ず受け取り、見積書とともに不明な点は業者に確認してください。

▽貴重品は携帯し、荷物の個数は、積み込み時と引き渡し時に調べましょう。▽作業終了後は、荷物の破損や紛失、床や壁の傷などをチェックしましょう。問題があれば、速やかに業者に連絡してください。

消費生活に関する相談場所

府中市消費生活センター
(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金
曜日10～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。

消費者ホットライン ☎188 (局番なし)

年末年始を除き、毎日相談
できます。4月27日(土)～5
月6日(月)も利用できます。

相談時間 10時～16時

外出支援サービス「おでかけタクシー券」

対象	持参するもの	申請・問い合わせ先
次の全てに該当する人 ▷おおむね65歳以上の人 ▷市民税非課税世帯の人 ▷地域的な事情または心身の障害・疾病などで公共交通機関の利用が困難な人 ▷通院のために月1回以上タクシーを利用する人	▷医療機関の領収書 ▷申請月または前月の通院に利用した往復のタクシー領収書 ▷印鑑	▷介護保険課 (☎40-0222) ▷上下支所市民生活係 (☎62-2114)

※申請後、書類審査の上、交付を決定します。

身体障害者・知的障害者福祉タクシーチケット

対象	持参するもの	申請・問い合わせ先
次のいずれかに該当する人 ▷下肢・体幹・移動・視覚・腎臓の障害等級が1級～3級または呼吸器の障害等級が1級の身体障害者手帳を持っている人 ▷療育手帳(A・A・B)を持っている人 ※施設入所者は除く。身体障害者手帳3級または療育手帳Bを持っている人は、市・県民税の所得割が世帯の誰にも課税されていない場合が対象。	▷身体障害者手帳または療育手帳 ▷印鑑	▷福祉課 (☎43-7148) ▷上下支所市民生活係 (☎62-2114)

精神障害者福祉タクシーチケット

対象	持参するもの	申請・問い合わせ先
精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ※上下町在住の人は、原則、上下保健センターで交付します。	▷精神障害者保健福祉手帳 ▷印鑑	健康推進課元気づくり係(リ・フレ内・☎47-1310)または健康づくり係(上下保健センター内・☎62-2231)

福祉タクシーチケットを 交付します

3種類のうち、いずれか1種類までの交付となります。